

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 58 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月から 59 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月は 30 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 36 万円、60 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで

A社で働いていた昭和55年6月から61年7月までの給与支給額がねんきん定期便の標準報酬月額と一致していない。実際の給与支給額に見合う厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 12 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支払明細書により確認できる報酬額及び保険料控除額から、昭和58年1月を22万円、同年2月及び同年3月を24万円、同年4月を22万円、同年5月から同年9月までを24万円、同年10月を32万円、同年11月を28万円、同年12月から59年2月までを32万円、同年3月を30万円、同年4月を34万円、同年5月及び同年6月を32万円、同年7月を34万円、同年8月を32万円、同年9月及び同年10月を36万円、同年11月を38万円、同年12月を36万円、60年1月を32万円、同年2月を36万円、同年3月を34万円、同年4月を38万円、同年5月及び同年6月を36万円、同年7月を32万円、同年8月を34万円、同年9月から同年12月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等において確認できる報酬額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が昭和58年1月から60年12月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年6月から57年12月までの期間及び61年1月から同年7月までの期間については、当該事業所は、平成8年6月1日に解散しており、当時の賃金台帳等は確認できない上、元事業主は、「当時の保険料控除等の事務については、経理担当者(既に死亡)に一任していたので不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できた同僚のうち、所在が確認できた5人に照会した結果、4人から回答が得られたものの、申立期間当時の給与明細書等を所持している同僚はおらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除についても具体的な証言は得られない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、標準報酬月額の不適切な訂正等をうかがわせる状況は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万4,000円、17年12月25日は41万9,000円、18年12月25日は43万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成17年12月25日
③ 平成18年12月25日

申立期間①、②及び③において、A社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

調査の上、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書、事業主から提出された給与支払明細書の控え、及び事業主の供述により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年12月25日は35万4000円、17年12月25日は41万9,000円及び18年12月25日は43万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与と同日に支給された12月分の給与から同月分の同保険料と合算して控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで
私が20歳の時に母が国民年金の加入手続をして、保険料も払ってくれていた。母は既に亡くなっているが、妹の分も20歳から保険料を一緒に支払っていたと聞いているので、姉妹二人とも未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月5日に払い出され、同年5月12日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に対して20歳に到達する前の学生時代であった昭和52年7月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その記号番号は「取消」となっている。このことについてA市は、「20歳での一括適用の事前準備として記号番号が払い出されたものの、申立人は、当時、任意加入の対象である学生であったため取消処理がされた可能性がある。また、年金手帳は国民年金加入者にのみ発行していたので、未加入者には渡していない。」と回答していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の妹についても、20歳となった昭和53年*月から54年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から49年3月まで

結婚後、夫がA区役所B支所で私の国民年金の加入手続をしてくれたが、国民年金手帳は交付されず、代用の用紙つづりで、毎月、夫婦二人分の保険料を納付していた。

その後、用紙つづりによる納付が終わったので、これを区役所に返却し、国民年金手帳の交付を受けたが、返却の際、区役所職員から、「国民年金手帳の資格取得の欄に、昭和45年*月*日と記載されており、保険料を支払ったことになるので大丈夫です。」と言われ安心していた。

ところが、用紙つづりで納付していた申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料の納付に使っていたとする「用紙つづり」についてC市に照会したが、その存在は確認できない上、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳は、いずれも昭和49年11月18日に発行されており（国民年金手帳記号番号は、50年1月6日に夫婦連番で払出し）、当該手帳の49年4月から同年12月までの国民年金印紙検認記録欄に、同年11月18日付けの検認印が押されていることから、申立人及びその夫は、同日に国民年金手帳の交付を受け、同年4月にさかのぼって保険料を納付したものと考えられる。

また、当該国民年金手帳の発行時点では、申立期間のうち昭和47年9月までの期間の保険料は、時効により納付できない上、同年10月以降の期間の保険料も、過年度保険料となるため、区役所で納付することはできない。

さらに、申立人の夫に対しては、昭和50年1月6日に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、いずれも、婚姻（昭和46年8月*日）前に払い出された

ものであり、申立人及びその夫に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間以後において厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付した期間があったため、その期間の保険料を充当して納付済期間とされた昭和47年4月から同年6月までの期間を除き、申立期間に納付記録は無く、保険料の免除期間とされている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年8月まで

申立期間のことは、はっきりとは覚えていないが、当初は市役所から送られてきた納付書により納付していた。途中から、国民年金保険料の集金をしていた町内の女性に、個人納付するより団体に納付した方が保険料が安くなると勧められたので、その女性の集金で納めるようになった。

申立期間も納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月2日に払い出され、同年9月7日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 10 日から 7 年 12 月 1 日まで
平成 6 年 5 月から 8 年 8 月まで A 社に継続して勤務していたのに、6 年 8 月から 7 年 11 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 6 年 5 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 9 日にいったん離職後、7 年 12 月 1 日に再び資格を取得し、8 年 8 月 31 日に離職しており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚のうち、申立人のことを覚えていた同僚からも、申立期間における申立人の勤務実態に係る明確な証言は得られなかった。

さらに、A 社の経理担当者は、「申立てに係る資料等は残っていない。当時を知る複数名の従業員に聞いてみても、『昔のことなので覚えていない。』としており、当時の詳しい状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 6 日から同年 9 月 5 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

初めて勤務した「A社」の厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受給したが、その後に勤務した「B社」及び「C社」の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受給していない。「C社」勤務時にD病を発症し、退職後も治療中であったため、社会保険事務所（当時）に脱退手当金に係る請求手続を行っていない。しかし、これらについても脱退手当金を支給済みとされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社」勤務時にD病を発症し、労務不能で傷病手当金を受け、厚生年金保険の資格喪失後も治療中であったため、社会保険事務所に赴き、脱退手当金の裁定請求の手続を行っていないと供述しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の供述どおり、資格喪失日の前日である昭和41年9月30日まで健康保険の傷病手当金が支給されていること及び脱退手当金裁定請求書の受付日が同年10月13日であることが確認できることから、申立人の供述のとおり、申立人自らが社会保険事務所に赴いて、脱退手当金裁定請求の手続を行っていないものと考えられる。

しかしながら、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が受給を認めている「A社」のほかに、今回申立てを行った「B社」及び「C社」についても記載されていることが確認できる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和42年3月13日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から32年7月29日まで
結婚(昭和32年)前から、A市B区C町にあるD社(又は、E事業所)に勤務していたのに、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立てに係る事業所があったとされるA市B区には、「D社(又は、E事業所)」という厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立期間当時、A市B区に「F事業所」という厚生年金保険の適用事業所があったことが確認できるものの、当該事業所に勤務していた者は、「F事業所は、G部品の製造を行っていた事業所であり、H類の製造は行っていなかった。申立人のことは知らない。」と証言しており、申立人の妻も、「夫が勤務していたのは、当該事業所ではなかった。」と回答している。

さらに、申立人の妻は、申立人が当該事業所に勤務した経緯、雇用形態、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無く、事業主や同僚等の名前も覚えていない上、事業者団体等に照会しても、申立人が勤務していた事業所を特定することはできなかった。

加えて、申立人の妻は、当時、申立人が使用していた健康保険被保険者証に「I*」と書かれていたと主張しているが、当該番号は、申立人が昭和63年1月6日から平成2年8月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者記録があるJ社の健康保険被保険者証記号番号であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。